

參 考 資 料

「国民生活に関する世論調査」（平成 25 年 6 月内閣府実施）

「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」

	物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい	まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい	どちらともいえない	わからない
	%	%	%	%
総数	61.8	30.3	6.6	1.4
〔性〕				
男性	60.0	32.2	6.5	1.3
女性	63.3	28.6	6.6	1.5
〔年齢〕				
20～29歳	53.6	41.6	4.1	0.7
30～39歳	53.5	41.3	5.0	0.3
40～49歳	56.0	37.8	5.4	0.8
50～59歳	64.9	28.3	5.8	1.0
60～69歳	67.5	25.3	6.1	1.1
70歳以上	64.9	21.9	9.9	3.3

「収入と自由時間についての考え方」

	自由時間をもっと増やしたい	収入をもっと増やしたい	どちらともいえない	わからない
	%	%	%	%
総数	34.1	47.3	17.0	1.6
〔性〕				
男性	36.0	47.5	15.3	1.1
女性	32.4	47.1	18.4	2.0
〔年齢〕				
20～29歳	33.6	59.4	6.5	0.4
30～39歳	35.2	54.1	10.6	-
40～49歳	32.0	60.3	7.2	0.5
50～59歳	36.8	51.4	11.1	0.6
60～69歳	37.3	42.8	18.6	1.3
70歳以上	30.0	32.5	32.9	4.6

国民生活に関する世論調査

調査対象 全国 20 歳以上の者 10,000 人 層化 2 段無作為抽出法

調査時期 平成 25 年 6 月 6 日～ 6 月 23 日

調査方法 調査員による個別面接聴取法

有効回収数（率） 6,075 人（60.8%）

本県の平成 25 年度学校基本調査

学校数・在学者数の状況

平成 25 年 5 月 1 日現在

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	専修学校	各種学校	高等学校 通信制 (外数)	
学 校 数	計	724	890	480	236	5	49	110	17	6
	国 立	-	2	2	-	-	2	-	-	-
	公 立	55	857	414	158	2	45	5	-	2
	私 立	669	31	64	78	3	2	105	17	4
在 学 者 数	計	141,407	471,280	237,461	201,949	4,015	7,856	24,558	3,066	7,472
	国 立	-	1,361	899	-	-	128	-	-	-
	公 立	3,941	459,278	209,923	133,575	1,578	7,579	1,168	-	5,943
	私 立	137,466	10,641	26,639	68,374	2,437	149	23,390	3,066	1,529

(注) 高等学校通信制は、公立は全日制・定時制との併置校 1 校、通信制のみの独立校 1 校、私立は全日制との併置校 1 校、通信制のみの独立校 3 校である。

平成 25 年度 学校基本調査

調査対象 学校教育法に規定する学校

調査期日 平成 25 年 5 月 1 日現在

本県の年齢（各歳・5歳階級）別、男女別人口（神奈川県年齢別人口統計調査）

（単位：人）平成25年1月1日現在

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	9,072,533	4,543,244	4,529,289				
0～4	385,254	197,057	188,197	50～54	542,039	280,678	261,361
0	77,267	39,512	37,755	50	115,778	60,494	55,284
1	77,604	39,811	37,793	51	110,529	57,506	53,023
2	77,039	39,294	37,745	52	107,881	55,376	52,505
3	75,987	38,693	37,294	53	104,534	54,281	50,253
4	77,357	39,747	37,610	54	103,317	53,021	50,296
5～9	384,226	196,956	187,270	55～59	501,443	253,450	247,993
5	76,583	39,279	37,304	55	95,524	48,399	47,125
6	77,050	39,613	37,437	56	98,507	50,106	48,401
7	74,394	38,048	36,346	57	101,360	51,442	49,918
8	77,141	39,527	37,614	58	100,750	50,481	50,269
9	79,058	40,489	38,569	59	105,302	53,022	52,280
10～14	406,937	207,341	199,596	60～64	654,524	323,260	331,264
10	79,698	40,365	39,333	60	114,048	56,582	57,466
11	80,924	41,312	39,612	61	119,115	59,208	59,907
12	82,698	42,070	40,628	62	128,945	64,231	64,714
13	81,257	41,368	39,889	63	147,086	71,959	75,127
14	82,360	42,226	40,134	64	145,330	71,280	74,050
15～19	409,790	210,681	199,109	65～69	570,037	275,324	294,713
15	81,735	42,027	39,708	65	144,702	70,291	74,411
16	80,652	41,400	39,252	66	100,819	48,841	51,978
17	79,770	40,673	39,097	67	92,387	44,691	47,696
18	84,458	43,441	41,017	68	112,758	54,232	58,526
19	83,175	43,140	40,035	69	119,371	57,269	62,102
20～24	492,514	260,360	232,154	70～74	500,323	238,396	261,927
20	87,918	46,136	41,782	70	113,688	54,394	59,294
21	99,681	52,863	46,818	71	113,168	53,845	59,323
22	99,666	52,886	46,780	72	101,667	47,987	53,680
23	100,963	53,363	47,600	73	87,899	42,110	45,789
24	104,286	55,112	49,174	74	83,901	40,060	43,841
25～29	532,181	279,364	252,817	75～79	391,793	179,860	211,933
25	101,393	53,981	47,412	75	89,893	42,221	47,672
26	102,473	54,434	48,039	76	82,646	38,561	44,085
27	106,384	55,534	50,850	77	81,860	37,826	44,034
28	110,124	57,557	52,567	78	70,221	31,492	38,729
29	111,807	57,858	53,949	79	67,173	29,760	37,413
30～34	596,449	308,744	287,705	80～84	261,602	107,795	153,807
30	112,679	58,829	53,850	80	63,420	27,324	36,096
31	113,759	58,755	55,004	81	57,032	23,782	33,250
32	118,350	60,812	57,538	82	51,666	21,596	30,070
33	123,018	63,940	59,078	83	46,249	18,314	27,935
34	128,643	66,408	62,235	84	43,235	16,779	26,456
35～39	724,490	373,833	350,657	85～89	147,170	51,104	96,066
35	131,414	67,681	63,733	85	37,707	14,111	23,596
36	137,318	70,905	66,413	86	34,567	12,807	21,760
37	141,981	73,609	68,372	87	30,501	10,425	20,076
38	153,873	79,411	74,462	88	23,900	7,691	16,209
39	159,904	82,227	77,677	89	20,495	6,070	14,425
40～44	776,227	401,044	375,183	90～94	61,065	14,897	46,168
40	158,824	81,946	76,878	90	17,154	4,649	12,505
41	158,185	80,790	77,395	91	14,904	3,588	11,316
42	156,318	80,667	75,651	92	12,354	3,013	9,341
43	152,941	79,538	73,403	93	9,291	2,070	7,221
44	149,959	78,103	71,856	94	7,362	1,577	5,785
45～49	660,801	346,432	314,369	95～99	18,378	3,654	14,724
45	154,670	80,927	73,743	95	5,977	1,287	4,690
46	110,402	57,690	52,712	96	4,764	961	3,803
47	142,573	74,611	67,962	97	3,363	648	2,715
48	129,989	68,178	61,811	98	2,524	480	2,044
49	123,167	65,026	58,141	99	1,750	278	1,472
				100以上	3,062	453	2,609
				年齢不詳	52,228	32,561	19,667

平成 23 年「社会生活基本調査」都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者

都道府県	10歳以上 推定人口 (千人)	美術鑑賞 1	演芸・演 劇・舞踊 鑑賞 1	映画鑑賞 2	音楽会な どによる クラシッ ク音楽鑑 賞	音楽会な どによる ポピュ ラー音 楽・歌謡 曲鑑賞	CD・ テープ・ レコード などによ る音楽鑑 賞	DVD・ ビデオな どによる 映画鑑賞 3	楽器の 演奏	邦楽 (民謡、日本 古来の音楽 を含む)	コーラス ・声楽
全国	114,061	16.5	11.7	35.1	8.6	12.4	47.5	40.5	9.6	1.7	2.8
北海道	4,883	13.3	9.6	30.1	9.0	12.9	49.0	41.4	9.0	1.9	2.1
青森県	1,214	16.3	8.1	23.7	6.7	8.1	39.1	36.1	7.2	1.4	2.0
岩手県	1,175	10.6	11.6	24.1	7.6	12.5	40.3	34.5	8.8	1.9	3.0
宮城県	2,085	12.3	10.4	34.1	7.9	13.2	50.4	42.6	9.9	1.9	2.8
秋田県	965	12.9	9.8	22.6	6.0	9.1	38.8	32.9	7.3	1.8	1.7
山形県	1,035	11.8	8.9	32.5	6.3	9.6	40.7	36.9	7.5	2.0	2.0
福島県	1,780	11.2	7.3	23.5	7.1	9.0	45.0	36.8	7.5	1.7	2.3
茨城県	2,645	12.2	8.4	34.7	5.6	9.9	45.1	39.5	8.4	1.3	2.1
栃木県	1,785	11.9	9.3	35.0	6.8	10.0	43.9	39.2	8.3	1.1	2.3
群馬県	1,780	13.2	9.3	35.4	7.9	12.2	45.5	37.9	9.1	1.7	2.5
埼玉県	6,477	16.8	11.9	39.6	9.2	12.8	50.6	42.8	10.5	1.9	3.1
千葉県	5,584	17.8	12.5	38.5	8.7	12.1	48.9	41.4	10.2	1.8	3.3
東京都	11,998	23.7	18.3	43.3	12.3	15.8	56.2	48.2	11.9	2.1	4.1
神奈川県	8,127	21.4	13.8	42.2	10.2	14.5	54.0	43.6	11.0	1.6	3.4
新潟県	2,115	13.0	8.2	28.0	6.1	9.2	39.1	34.3	6.8	1.8	1.6
富山県	967	19.1	11.1	36.1	7.7	13.1	44.4	38.5	9.3	2.3	2.2
石川県	1,028	18.7	10.6	37.7	9.9	11.4	44.5	38.9	8.1	1.7	1.8
福井県	709	14.3	8.9	33.3	7.5	11.5	42.0	37.8	7.8	1.3	1.8
山梨県	767	15.7	10.2	30.5	8.4	12.7	44.6	39.8	10.4	1.7	3.1
長野県	1,907	17.8	9.3	28.2	10.6	13.2	44.6	37.3	10.6	1.9	3.9
岐阜県	1,847	13.7	10.7	33.4	7.7	10.8	43.4	38.2	8.3	1.6	2.5
静岡県	3,343	15.5	10.0	30.8	8.0	11.8	43.2	37.7	8.5	1.7	2.4
愛知県	6,596	16.7	13.1	37.8	9.1	13.5	49.7	42.0	10.8	1.7	2.6
三重県	1,646	12.5	9.7	33.5	6.3	13.1	46.8	39.6	8.2	1.4	2.4
滋賀県	1,251	15.4	10.7	37.1	7.6	11.8	48.8	41.7	11.2	2.0	2.6
京都府	2,359	20.1	14.6	36.4	9.9	12.8	48.4	39.2	9.9	1.8	3.5
大阪府	7,936	15.0	12.4	39.1	7.6	12.8	48.3	42.7	9.4	1.8	2.5
兵庫県	4,979	18.6	13.1	37.2	10.0	13.8	47.1	38.3	10.1	1.2	3.5
奈良県	1,252	18.8	13.4	38.0	8.7	14.1	50.2	40.9	10.4	1.7	3.3
和歌山県	890	12.0	9.4	30.6	6.1	10.2	42.0	34.0	8.1	0.8	2.1
鳥取県	516	16.4	8.3	22.6	7.5	9.8	40.7	34.6	8.1	1.2	2.8
島根県	629	16.8	10.3	23.4	8.6	10.4	38.1	31.3	9.2	1.8	2.9
岡山県	1,716	15.8	9.3	28.5	7.6	10.9	44.6	36.7	9.3	1.6	2.0
広島県	2,524	18.4	10.1	34.5	8.8	13.8	47.5	38.9	10.1	2.1	3.0
山口県	1,276	16.4	9.7	29.4	7.8	11.3	46.7	37.1	9.4	1.6	3.1
徳島県	690	11.7	9.4	27.1	5.8	9.0	37.2	32.9	7.1	1.6	1.9
香川県	877	13.7	9.2	29.3	7.4	10.8	42.3	36.4	8.5	1.6	2.1
愛媛県	1,263	14.4	8.1	27.4	6.4	9.4	42.1	36.0	8.2	1.7	1.8
高知県	671	13.8	7.1	24.4	5.9	9.2	34.9	34.7	7.4	1.5	1.8
福岡県	4,478	15.6	11.2	34.5	7.9	11.5	45.9	40.5	7.9	1.6	2.2
佐賀県	739	13.3	9.8	26.2	7.2	10.8	41.9	35.2	7.9	1.8	1.7
長崎県	1,239	12.8	8.9	24.3	7.6	9.9	39.6	34.2	6.8	1.3	2.8
熊本県	1,590	13.4	8.2	29.4	5.1	10.1	38.9	36.4	8.2	1.3	2.0
大分県	1,050	15.6	7.9	25.4	5.5	9.5	40.3	34.4	7.6	2.2	1.5
宮崎県	992	9.9	7.2	22.5	6.3	9.5	38.3	33.3	8.0	0.8	1.8
鹿児島県	1,485	11.7	8.9	26.0	6.3	9.6	41.9	36.9	8.2	1.2	2.3
沖縄県	1,203	10.4	9.0	31.1	4.7	7.2	43.5	40.7	9.6	3.5	1.9

本表は、過去1年間に「趣味・娯楽」に関する行動の状況（行動者率）を県別に取りまとめたもの。文化芸術に深くかかわりのある行動の状況を抽出。

- 1 テレビ・DVDなどは除く。
- 2 テレビ・ビデオ・DVDなどは除く。
- 3 テレビからの録画は除く。

行動者率(%)

都道府県	邦舞・おどり	洋舞・社交ダンス	書道	華道	茶道	絵画・彫刻の制作	陶芸・工芸	写真の撮影・プリント	詩・和歌・俳句・小説などの創作	趣味としての読書
全国	1.6	1.7	4.1	2.0	1.5	3.2	2.2	25.0	2.2	39.5
北海道	1.4	1.7	3.4	1.5	1.1	2.7	1.9	24.2	2.0	39.4
青森県	1.9	1.1	3.1	2.1	1.8	1.9	1.8	16.6	1.6	31.0
岩手県	3.6	0.9	3.2	1.9	1.7	2.4	2.0	20.2	1.8	34.2
宮城県	1.7	1.4	4.1	1.1	1.0	3.0	2.4	25.3	2.1	41.6
秋田県	1.9	0.8	2.9	2.1	1.6	1.8	1.6	17.1	1.8	31.2
山形県	2.0	1.2	3.8	2.2	1.5	2.7	2.2	21.1	1.9	32.8
福島県	1.0	1.1	3.9	1.8	1.0	2.4	1.8	21.6	1.9	35.8
茨城県	1.7	1.8	4.5	2.0	0.8	3.0	2.3	23.5	2.1	36.7
栃木県	1.1	1.7	4.6	1.7	1.3	2.8	2.1	24.1	2.1	33.2
群馬県	1.9	1.9	4.1	1.6	1.0	2.5	2.0	24.1	2.0	36.5
埼玉県	1.4	2.2	4.4	1.7	1.3	3.4	2.2	27.2	2.3	42.3
千葉県	1.4	2.2	3.9	1.6	1.3	3.7	2.5	27.2	2.5	43.2
東京都	1.5	2.6	4.0	1.9	2.1	3.8	2.6	31.3	2.8	49.6
神奈川県	1.4	2.7	3.9	1.8	1.3	4.3	2.5	31.5	3.2	48.6
新潟県	1.6	1.5	3.6	1.7	1.1	2.0	1.3	18.7	1.3	32.2
富山県	2.1	1.1	4.9	2.7	2.1	3.3	2.6	21.1	2.4	36.9
石川県	1.7	1.3	3.8	2.8	2.2	2.5	1.4	21.5	2.2	35.7
福井県	2.0	1.4	3.9	2.4	2.0	2.2	1.9	19.4	1.9	32.4
山梨県	2.1	1.6	5.8	2.0	1.6	3.1	2.4	23.8	2.9	35.7
長野県	1.6	1.3	4.3	1.6	1.7	4.0	2.0	23.4	2.8	39.3
岐阜県	1.7	1.4	4.7	2.3	2.0	2.6	2.2	23.5	1.7	34.1
静岡県	1.9	1.1	4.5	2.1	1.2	2.8	1.9	22.4	2.1	36.1
愛知県	1.4	1.4	4.3	1.9	1.6	2.8	2.5	25.7	1.7	38.9
三重県	2.0	1.1	4.7	2.3	1.6	3.1	2.6	23.5	1.8	35.5
滋賀県	1.0	1.3	4.3	2.4	2.1	3.5	2.5	25.9	2.5	39.0
京都府	1.3	1.6	4.2	2.8	1.9	3.7	2.6	25.5	2.6	39.8
大阪府	1.3	1.5	3.8	2.2	1.7	3.3	2.5	25.9	1.9	38.7
兵庫県	1.0	1.3	4.4	2.0	1.4	3.3	2.3	26.5	2.0	41.1
奈良県	1.6	1.4	4.8	3.5	2.6	4.1	2.5	27.1	2.7	43.2
和歌山県	1.5	1.1	3.8	2.1	1.2	2.7	1.7	20.9	2.6	33.4
鳥取県	1.9	1.0	3.8	3.0	2.1	2.6	1.6	19.4	2.3	34.3
島根県	2.2	1.0	3.5	3.1	2.0	2.7	1.8	20.2	1.9	33.0
岡山県	1.5	1.3	4.1	2.7	2.1	3.2	2.1	21.7	2.0	35.1
広島県	1.4	1.4	4.9	3.0	1.6	3.3	2.0	25.3	1.7	38.8
山口県	1.7	1.8	4.1	3.0	2.3	3.0	1.6	23.5	1.9	37.5
徳島県	3.2	0.7	3.4	2.4	1.7	2.7	1.6	18.5	2.4	31.9
香川県	1.8	1.3	4.3	3.0	2.1	2.5	1.8	21.9	1.8	35.9
愛媛県	1.6	0.6	3.7	2.4	1.3	2.7	1.6	20.8	2.4	33.5
高知県	2.0	1.2	2.9	1.4	1.0	2.3	1.7	16.9	2.5	29.3
福岡県	1.5	1.5	4.1	1.9	1.1	3.1	2.0	22.0	2.1	37.5
佐賀県	2.0	1.3	4.5	2.5	1.1	1.9	1.7	18.7	1.5	31.0
長崎県	2.0	1.2	5.1	1.8	1.2	3.1	1.6	20.0	1.8	34.6
熊本県	2.0	1.7	3.7	2.0	1.0	2.5	1.7	21.8	1.4	31.3
大分県	2.0	1.1	3.7	1.6	1.5	2.4	1.7	20.7	2.3	32.1
宮崎県	1.3	1.0	4.3	1.8	1.1	2.3	1.5	20.2	2.0	31.2
鹿児島県	3.3	1.6	3.9	1.5	0.6	2.8	2.6	20.4	2.1	32.9
沖縄県	3.1	1.6	3.0	0.9	0.6	2.1	1.5	17.3	1.7	31.0

「社会教育調査」の中から関係データを整理・集計

平成 23 年 社会生活基本調査 調査対象 全国約 8 万 3 千世帯の 10 歳以上の世帯員（第 1 次抽出単位を平成 17 年国勢調査調査区とし、第 2 次抽出単位を世帯とする層化 2 段抽出法）

調査期日 平成 23 年 10 月 20 日現在

調査方法 調査員による調査票の配布及び収集

本県の「NPO法人の活動分野等の状況」（平成26年1月31日現在）

1 認証数（法人の解散、所轄庁変更分は、年度別内訳から除外）

現在の 認証法人数	認証した年度別の内訳							
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
1,393 法人	1 件	32 件	53 件	63 件	91 件	97 件	103 件	133 件
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	126 件	92 件	79 件	97 件	102 件	121 件	101 件	102 件

2 認証団体の活動分野別区分（複数該当）

保健・医療・福祉	798 件	社会教育	427 件
まちづくり	331 件	観光振興	20 件
農山漁村・中山間	8 件	学術・文化・芸術・スポーツ	365 件
環境の保全	281 件	災害救援	66 件
地域安全	85 件	人権・平和	113 件
国際協力	173 件	男女共同参画社会	42 件
子どもの健全育成	454 件	情報化社会	74 件
科学技術の振興	34 件	経済活動の活性化	135 件
職業能力・雇用機会	183 件	消費者の保護	55 件
連絡・助言・援助	367 件		

[県民局NPO協働推進課調査]

「公共施設状況調査」市町村立公会堂・市民会館等の設置状況
 昭和 63 年度 平成 23 年度

項目 市町村名	公会堂・ 市民会館	公民館	図書館	博物館
横浜市	16	0	14	3
川崎市	2	9	6	2
相模原市	3	29	3	0
横須賀市	2	11	4	2
平塚市	1	24	1	1
鎌倉市	0	6	4	1
藤沢市	1	12	2	1
小田原市	1	11	1	1
茅ヶ崎市	1	4	1	0
逗子市	0	2	1	0
三浦市	0	3	1	0
秦野市	2	6	1	0
厚木市	1	13	2	0
大和市	0	5	5	0
伊勢原市	1	7	1	0
海老名市	1	1	1	0
座間市	1	3	1	0
南足柄市	0	2	2	0
綾瀬市	1	6	1	0
葉山町	1	0	1	1
寒川町	0	4	0	0
大磯町	0	0	2	1
二宮町	1	1	1	0
中井町	0	1	0	0
大井町	0	1	0	0
松田町	1	1	0	0
山北町	0	2	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	7	0	1
真鶴町	0	1	0	0
湯河原町	1	0	1	0
愛川町	0	1	0	0
清川村	1	0	0	0
県計	39	173	57	14

項目 市町村名	公会堂・ 市民会館	公民館	図書館	博物館
横浜市	25	0	18	2
川崎市	11	13	12	2
相模原市	6	32	4	1
横須賀市	3	0	4	3
平塚市	1	26	4	2
鎌倉市	1	5	5	1
藤沢市	3	15	4	0
小田原市	1	0	2	1
茅ヶ崎市	2	5	2	0
逗子市	1	2	1	0
三浦市	1	2	3	0
秦野市	1	11	1	1
厚木市	1	16	1	1
大和市	0	5	1	0
伊勢原市	1	7	1	0
海老名市	1	0	2	0
座間市	1	3	1	0
南足柄市	1	1	1	0
綾瀬市	1	6	1	0
葉山町	1	0	1	1
寒川町	0	4	1	0
大磯町	1	0	2	1
二宮町	2	1	1	0
中井町	0	1	0	0
大井町	2	0	0	0
松田町	1	1	0	0
山北町	0	2	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	5	0	1
真鶴町	0	1	1	0
湯河原町	10	0	1	1
愛川町	0	3	0	0
清川村	2	0	1	0
県計	81	167	76	18



「公共施設状況調査」の中から関係データを整理・集計
 昭和 63 年度の相模原市の設置箇所数には、旧津久井郡 4 町設置分も含む。

公共施設状況調査
 調査対象 「公会堂、市民会館」；公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設
 「公民館」；社会教育法第 21 条の規定により設置している公民館
 「図書館」；図書館法第 2 条の規定による図書館（分館を含む）
 「博物館」；博物館法第 2 条の規定による博物館及び同法第 29 条規定による博物館に相当する施設として指定された施設
 調査期日 各年度 3 月 31 日現在

2010年度メセナ活動実態調査

表1 メセナ活動の主な実施地域（都道府県別）

都道府県名	企業数（社）	プログラム数（件）
東京都	213	1,016
大阪府	90	248
愛知県	65	193
福岡県	39	120
神奈川県	58	99

表2 メセナ活動で重視した点

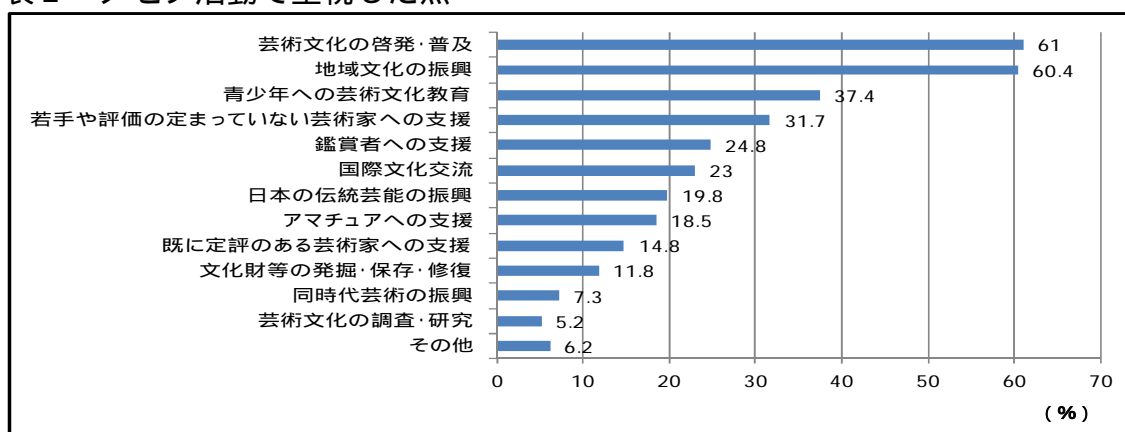


表3 パートナーシップを組んだ相手

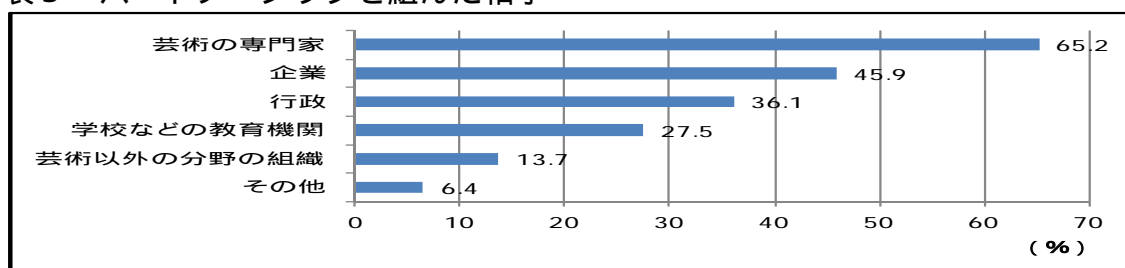
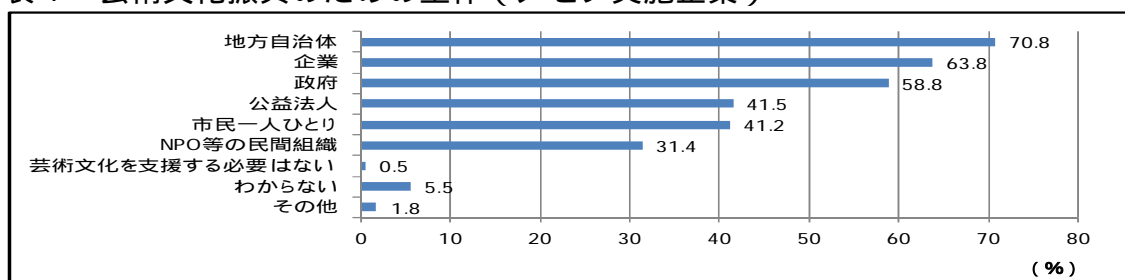


表4 芸術文化振興のための主体（メセナ実施企業）



2010年度メセナ活動実態調査

調査対象 全国の上場企業、非上場売上高上位 300 社、企業メセナ協議会会員企業、メセナアワード応募企業等、計 4,287 社

調査時期 2010年4月～6月

調査方法 郵送によるアンケート

調査対象期間 2009年4月1日～2010年3月31日（2009年度）

有効回答数 660社（有効回答率 15.4%）

平成 24 年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要

1 調査目的

神奈川県では、県民の意識・価値観等の変化や多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を施策に反映するため、毎年度「県民ニーズ調査」を実施しています。

平成 24 年度は、時宜に応じたテーマの調査を行う「課題調査」において、「神奈川の文化芸術」についての意識調査を行いました。

2 調査設計

- (1) 調査地域 神奈川県全域
- (2) 調査対象 「基本調査」の対象者のうち、「課題調査」の対象者として登録した者
- (3) 標本数 680 標本
- (4) 調査対象者の登録方法 「基本調査」調査票とともに郵送した登録はがきによる登録
- (5) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (6) 調査期間 平成 24 年 10 月 12 日～10 月 29 日

(参考) 「基本調査」の調査設計

- (1) 調査地域 神奈川県全域
- (2) 調査対象 県内在住の満20歳以上の男女(外国籍県民を含む)
- (3) 設計標本数 3,000標本
- (4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出
外国人登録原票からの単純無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (6) 調査期間 平成24年 8 月17日 ~ 9 月25日

3 回収結果

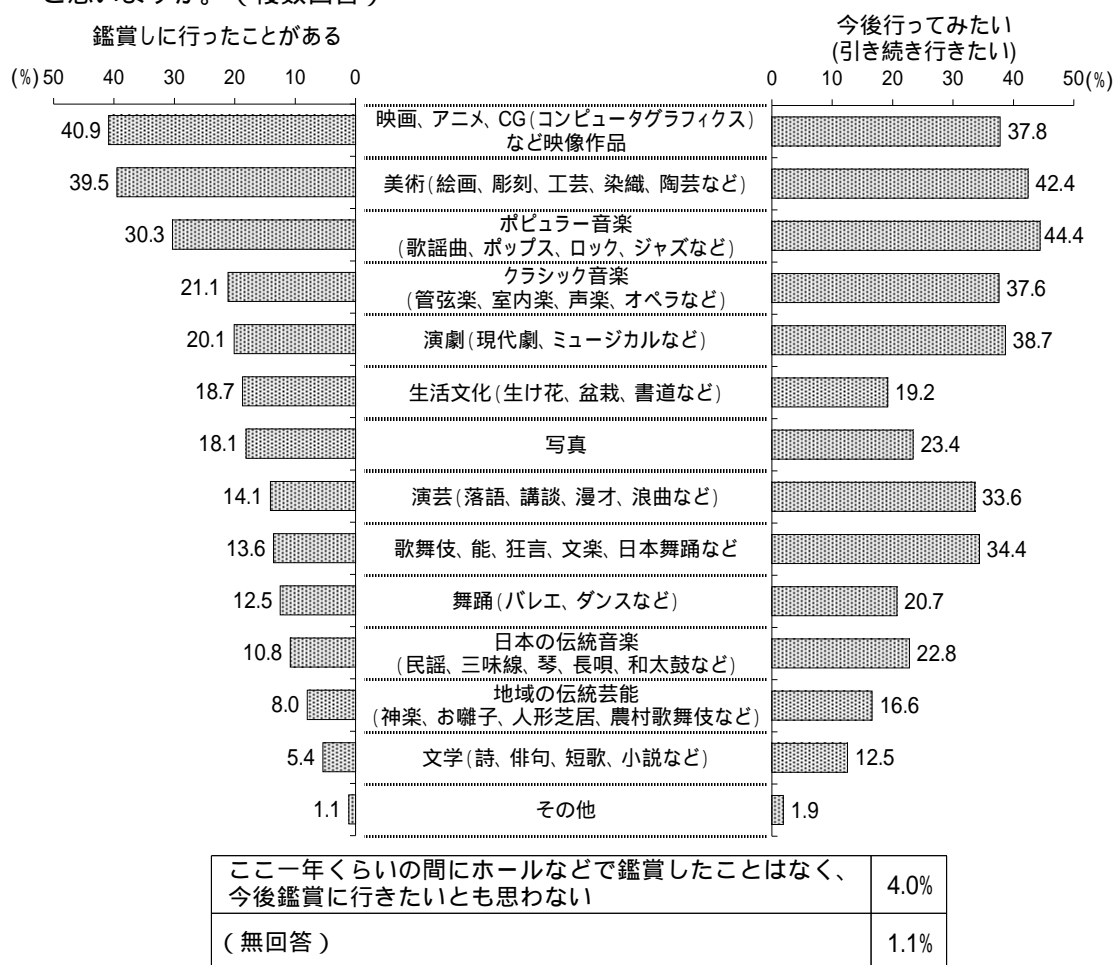
設計標本数(登録数)	680標本
有効回収数	646標本
有効回収率	95.0 %

4 回答者の居住地域

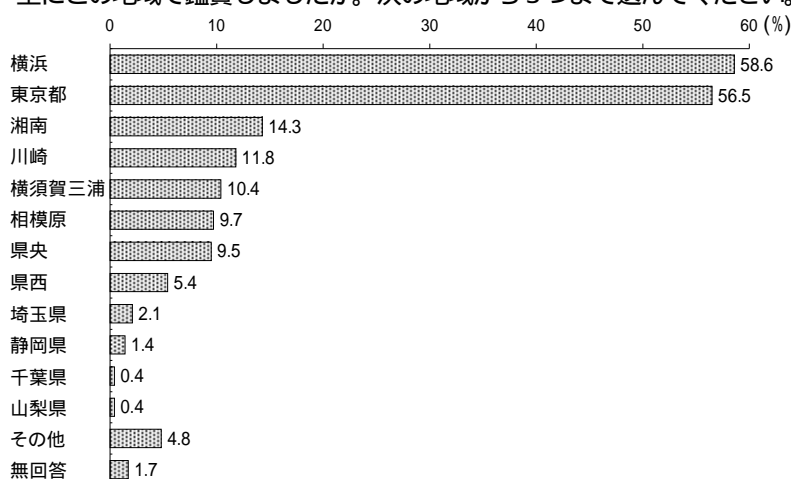
	(%)
横浜	39.0
川崎	13.8
相模原	9.3
横須賀三浦	8.4
県央	9.0
湘南	14.9
県西	5.0

(無回答 0.8)

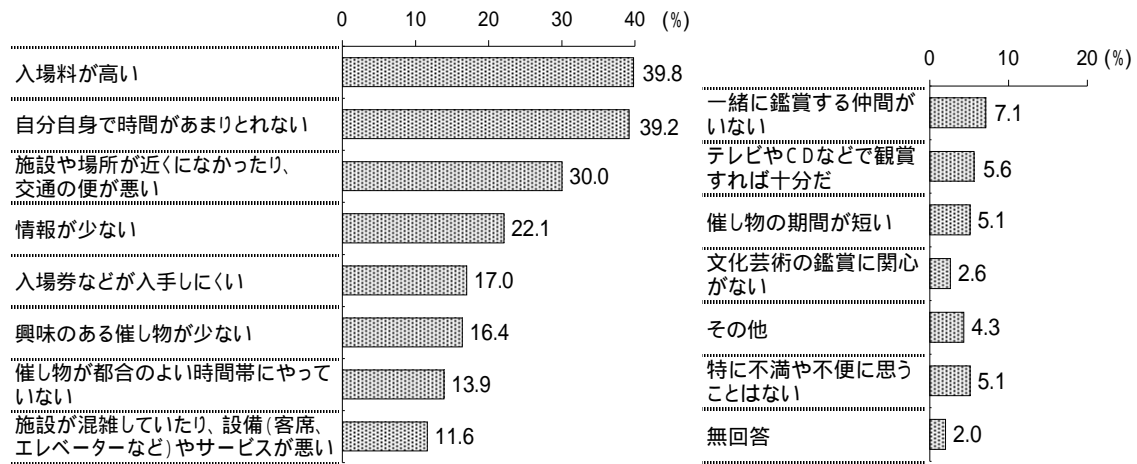
1 あなたは、ここ一年くらいの間に、次にあげるような文化芸術について、ホールなどでの公演や展覧会等へ行ったことがありますか。また、今後行ってみたい(引き続き行きたい)と思いますか。(複数回答)



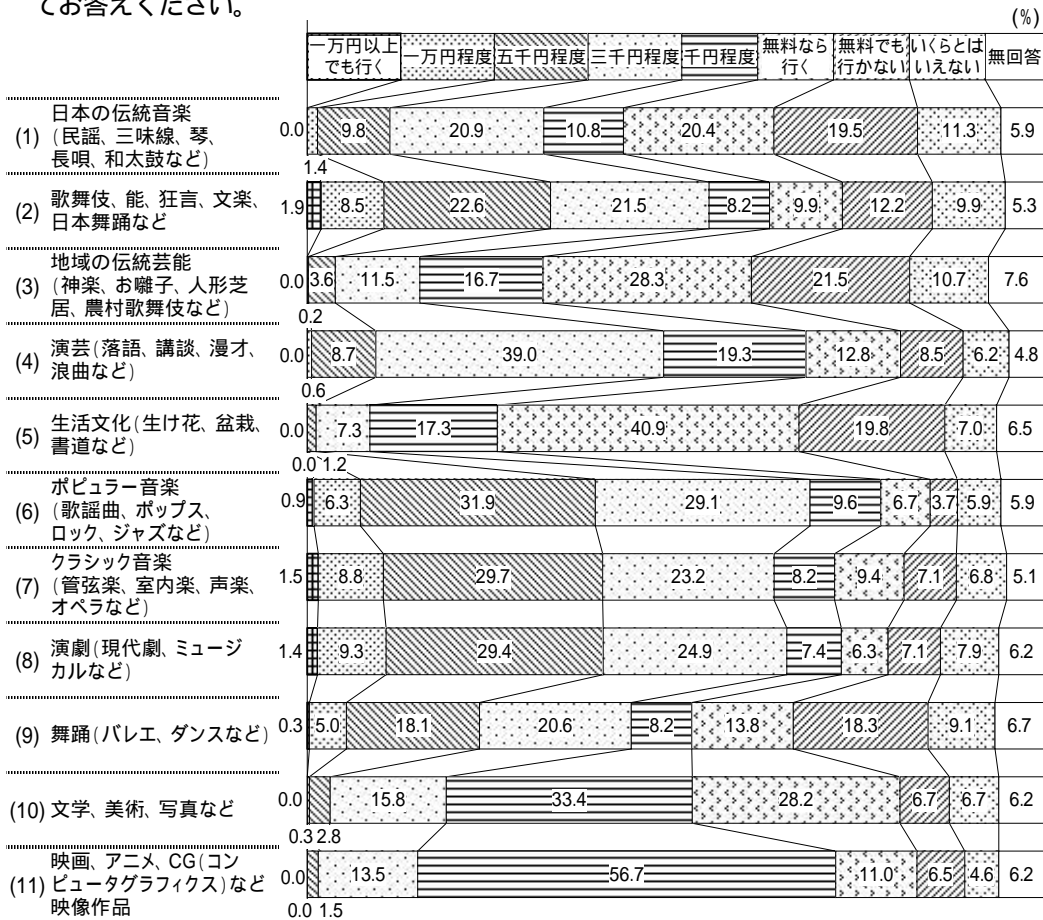
1 - 1 主にどの地域で鑑賞しましたか。次の地域から3つまで選んでください。



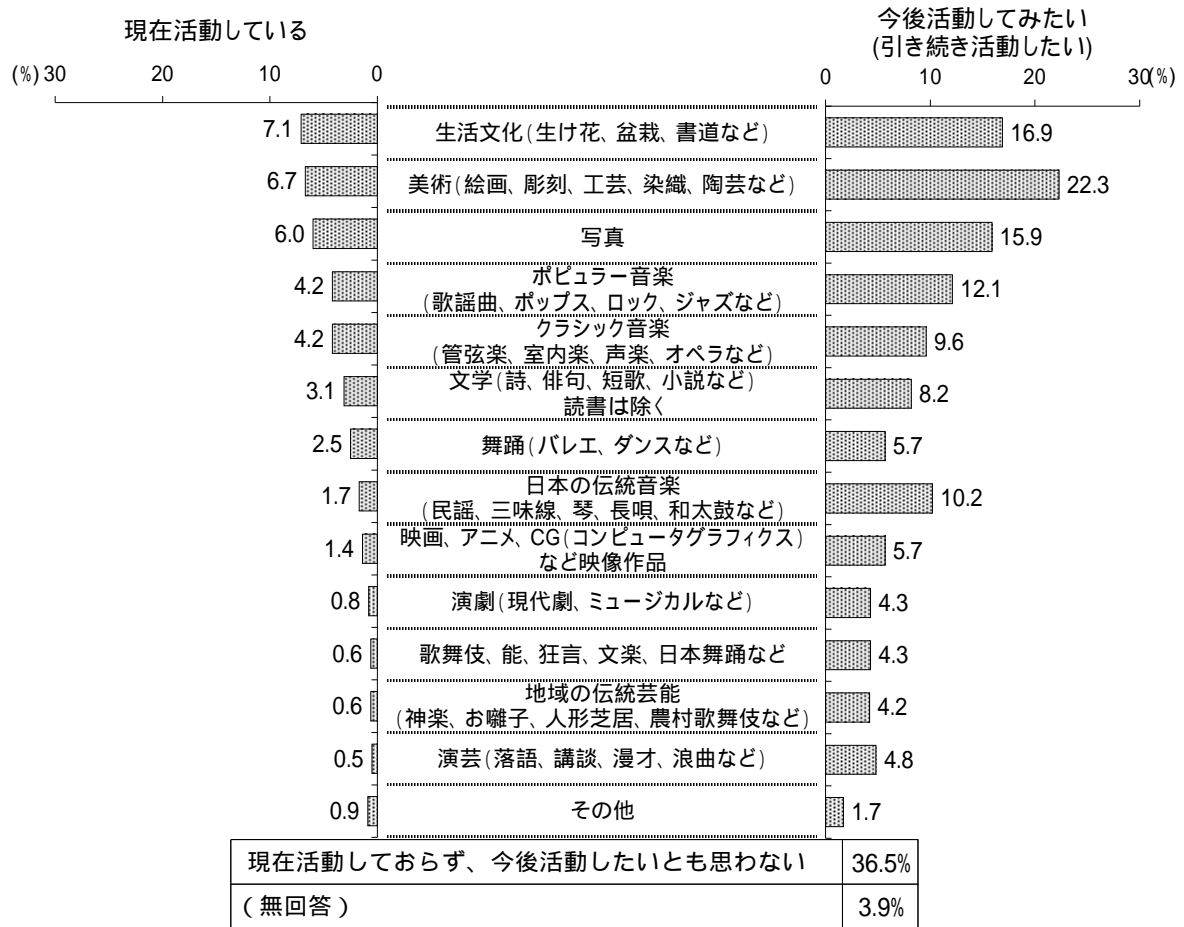
2 あなたが、文化芸術の公演や展覧会等を鑑賞する際に不満や不便を感じることや、鑑賞しない理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。



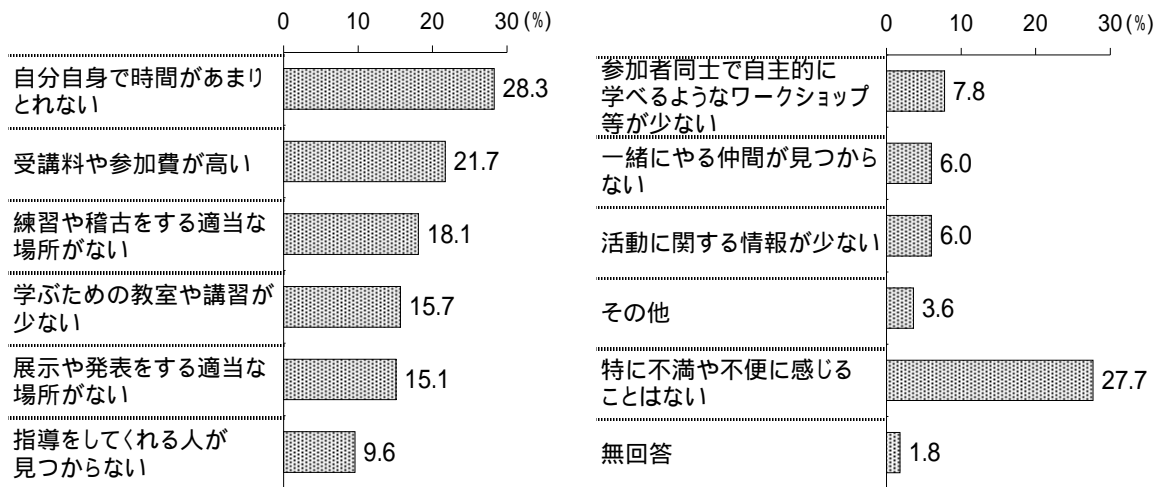
3 あなたにとって、文化芸術の公演や展覧会等の鑑賞に支払う料金の値ごろ感(内容が良ければ「行ってもよい」と思う値段)はいくらですか。(1)から(11)のそれぞれについて選んでください。(6)から(9)については、海外アーティストは除き、邦人の公演の場合についてお答えください。



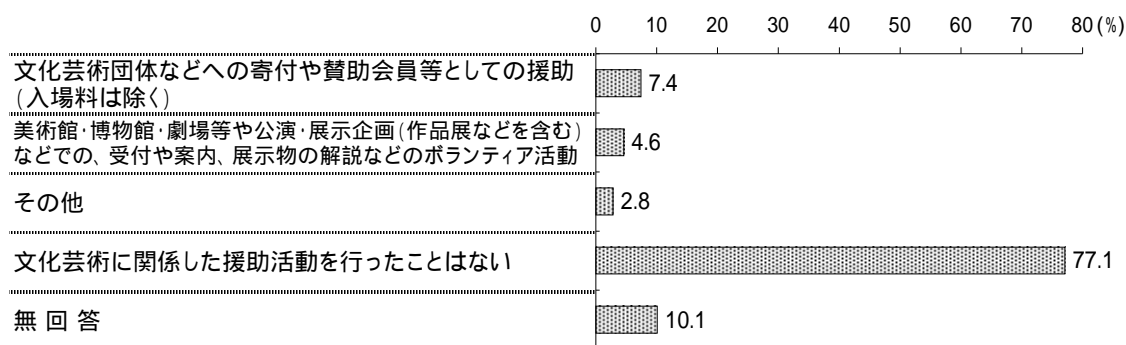
4 あなたは、現在、文化芸術活動（鑑賞を除く）をしていますか。また、今後活動してみたい（引き続き活動したい）と思いますか。あてはまる分野をすべて選んでください。



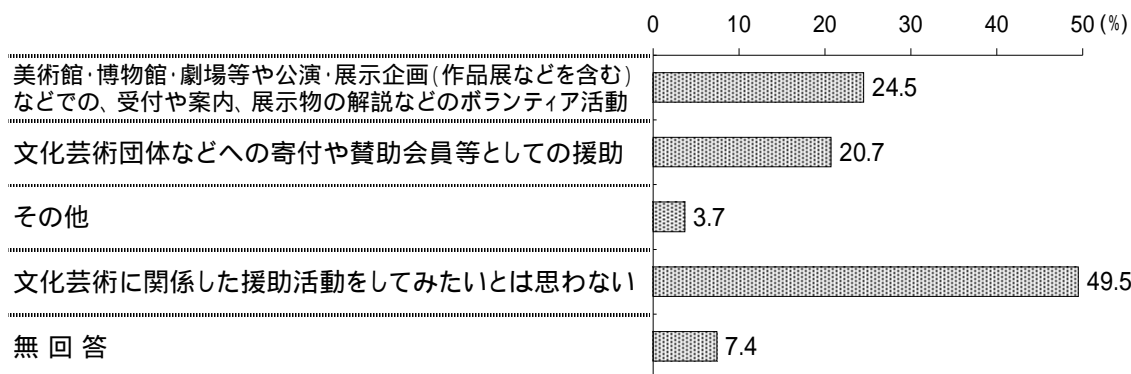
4 - 1 【4で「1 現在活動している」に1つでも をつけた方に】文化芸術活動をする際に、どのような不満や不便を感じますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。



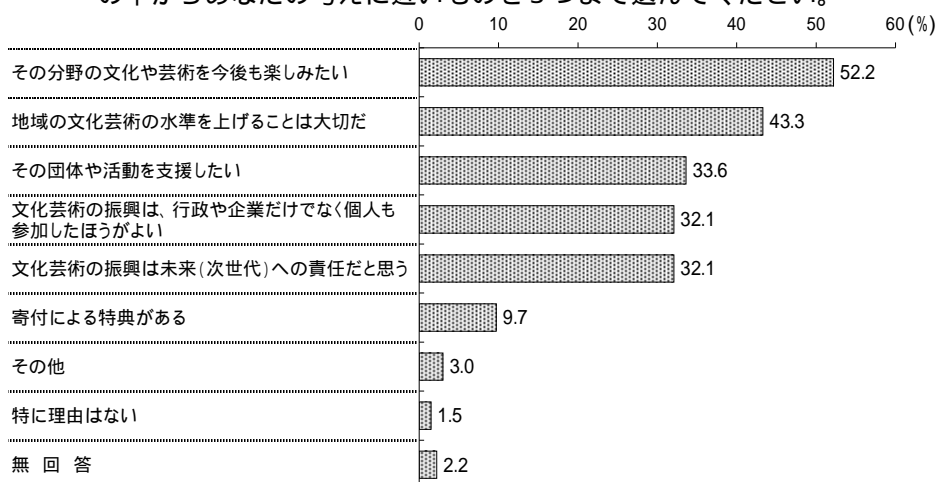
5 あなたは、ここ一年くらいの間に、文化芸術に関係した援助活動（ボランティア活動や寄付など）をしたことがありますか。次の中からしたことがあるものをすべて選んでください。



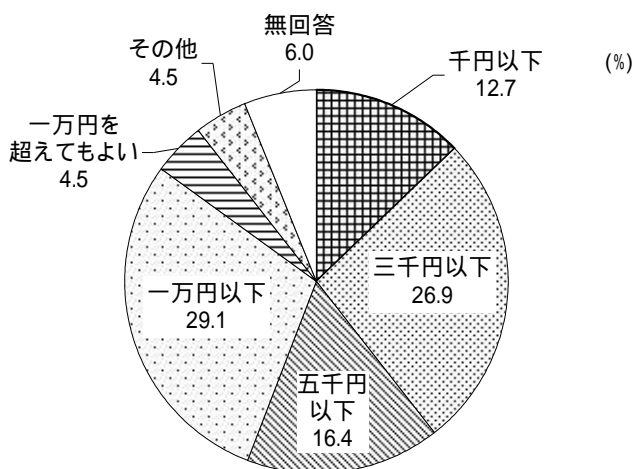
6 あなたは、今後、文化芸術に関係した援助活動（ボランティア活動や寄付など）をしたいと思いますか。次の中から今後してみたい（引き続き行いたい）と思うものをすべて選んでください。



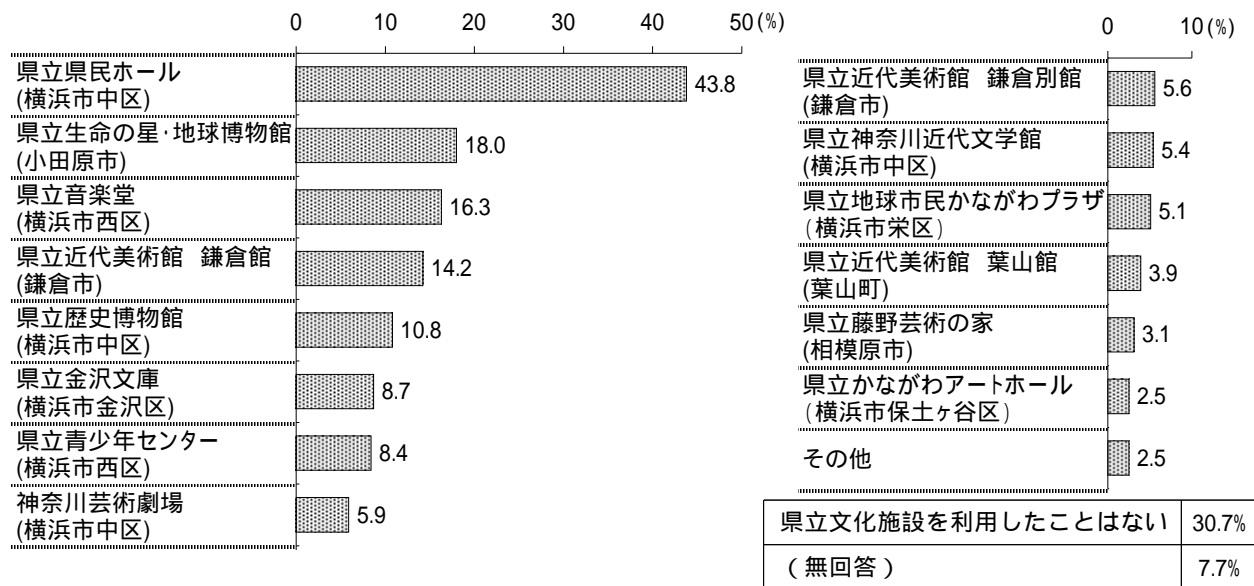
6 - 1 【6で「2 文化芸術団体などへの寄付や賛助会員等としての援助」を選んだ方に】文化芸術団体などへの寄付等をしてみたい（引き続き行いたい）と思う理由は何ですか。次の中からあなたの考えに近いものを3つまで選んでください。



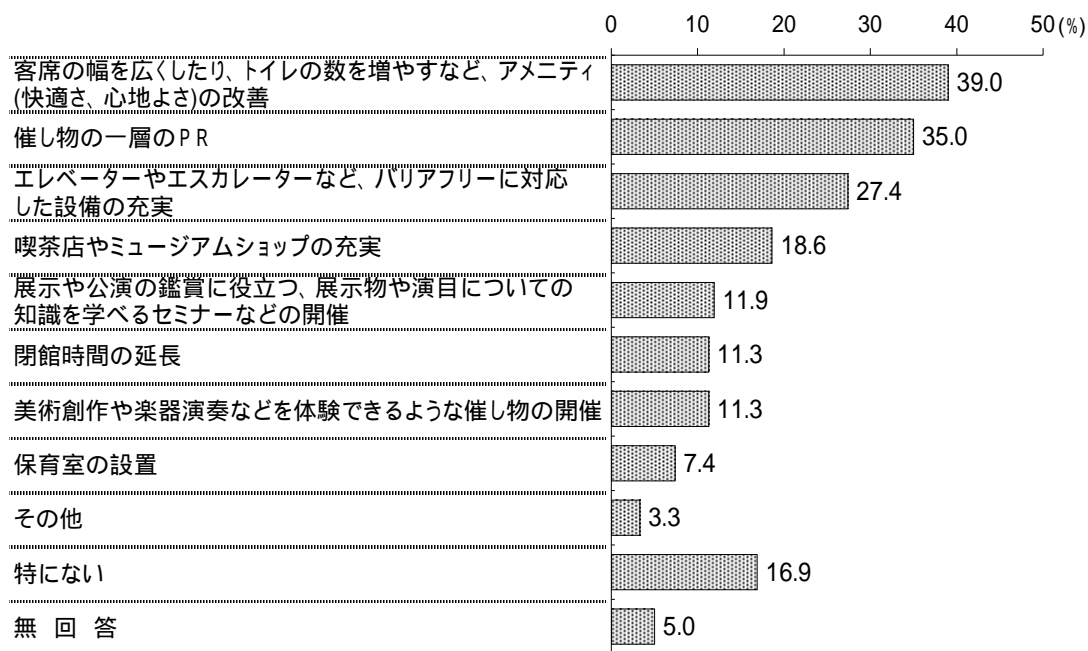
6 - 2 【6で「2 文化芸術団体などへの寄付や賛助会員等としての援助」を選んだ方に】文化芸術団体などへの寄付について、あなたご自身は、総額で一年間にいくぐらいなら寄付をしてもよいと思いますか。次の中から1つ選んでください。



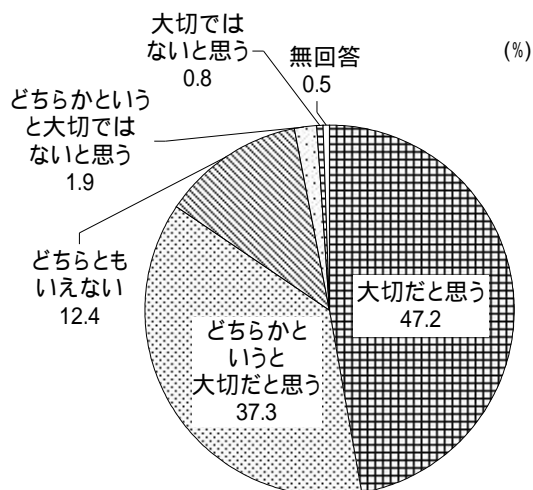
7 あなたは、次の県立文化施設を、文化芸術の鑑賞や活動のために利用したことがありますか。利用したことがあるものをすべて選んでください。



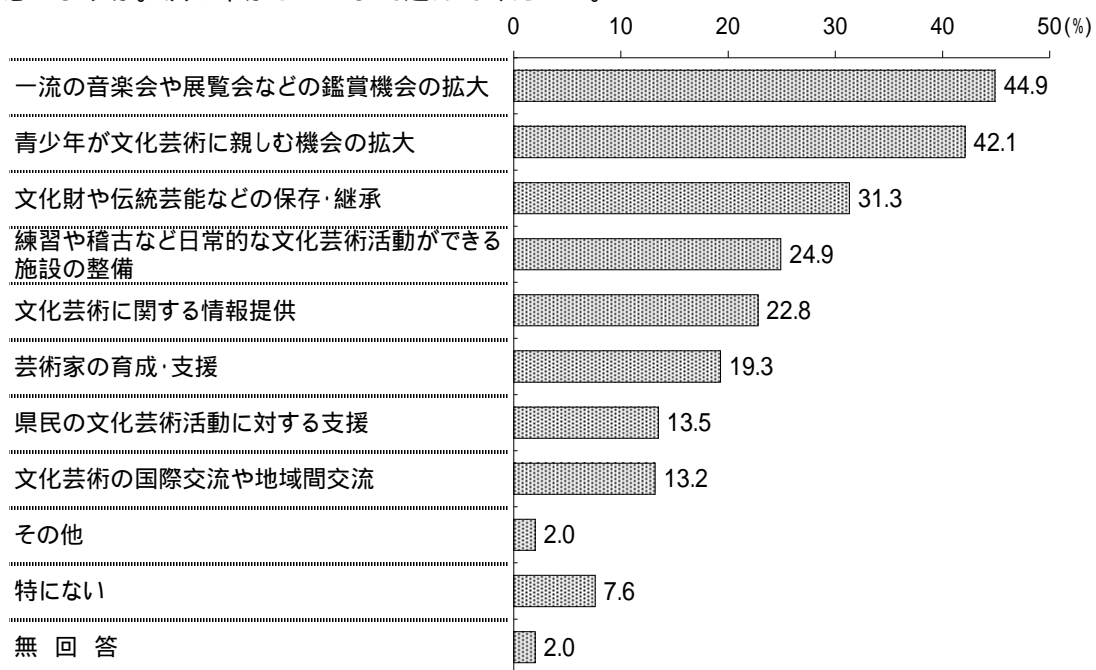
8 あなたが、県立文化施設で特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。次の中から3つまで選んでください。



9 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりすることは、大切だと思いますか。



10 あなたは、神奈川の文化芸術を振興するために、県に特にどのようなことをしてほしいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



県内市町村における子ども・青少年を対象とした文化芸術の鑑賞機会や体験機会調査

- 1 本件調査は、県内市町村文化芸術振興担当課から回答のあった市町村内の子ども・青少年を対象とした文化芸術の鑑賞機会や体験機会のうち、学校単位、学年単位等で参加のものを抽出し、とりまとめた。
- 2 調査時期
平成25年11月14日～12月5日
- 3 調査結果
 - (1) 全ての公立小学校で鑑賞機会等のある市町村は、14市・7町・1村
 - (2) 全ての公立中学校で鑑賞機会等のある市町村は、4市・5町・1村
 - (3) 学校ごとの募集制、希望制等で鑑賞機会等のある市町村は、16市・4町
(1)～(3)は重複あり
 - (4) (1)～(3)の事業は、文化庁のもの、民間事業者提供によるもの等がある。
 - (5) 地域の伝統芸能の鑑賞・ワークショップを学校単位で取り組んでいる自治体がある。

凡例；映（映像）、音（音楽）、美（美術）、演（演劇）、伝（伝統芸能）、文（文学）、舞（舞踊）、生（生活文化）、総（総合）
網かけは、同一の事業に「鑑賞」と「体験」が含まれているもの。

・鑑賞機会

地区	市町村	鑑賞			
		分野	事業内容	対象者・年齢	人数
横浜	横浜市	音美演 伝舞	芸術文化教育プログラム推進事業 (鑑賞型プログラム)	市立小・中・高・特別支援学校(78/512校・募集制)	7,623
		音	心の教育ふれあいコンサート	全市立小4～6年のうち1学年(343校)、 市立特別支援学校(4/12校・希望制)	32,000
		音演伝 舞	次代を担う子供の文化芸術体験事業 (巡回公演)(文化庁事業)	市立小・中・特別支援学校(25/503校)	10,162
		演	ニッセイ名作劇場(無料招待公演)	市立小6年	約15,000
		美	子どものアトリエ 学校のためのプログラム	幼・保・小・養護・特別支援学校等 90団体	6,736
		伝	小学校向け狂言鑑賞教室	磯子区・南区・港南区の市立小6年(申込 学校数16/54校)	1,445
川崎	川崎市	音	子どものためのオーケストラ鑑賞	市立小・特別支援学校小学部児童 (82/119校・学校希望制)	8,137
		音	視聴覚教室	市立高津高等学校定時制生徒(定時制 1/5校)	400
		美	スクールプログラム 出張・来館プログラム (美術館等)	市内公私立小中学校(希望制)	1,017
		音演伝	次代を担う子供の文化芸術体験事業 (巡回公演)(文化庁事業)	市立小・中学校(6/164校)	-
	多摩区	演	演劇鑑賞(演劇・人形劇等)	認可保育所(3/34園、在園児・保護者・ 職員)	約400
	川崎区	伝	小学校高学年のための狂言鑑賞教室	区内全市立小6年(20校)	約1,500
	幸区	文	絵本読み語り事業	区内認可保育所(2ヶ月で21/25園)	約4,500
	中原区	伝	子ども乙女文楽伝承プロジェクト	区内市立小高学年(5/18校)	564
県北	相模原市	音	音楽鑑賞会	市立小5年	6,368
		演	演劇教室(こころの劇場)	市立中1年	6,358
		音演舞	次代を担う子供の文化芸術体験事業 (巡回公演)(文化庁事業)	市立小・中学校(6/109校)	-

地区	市町村	鑑賞			
		分野	事業内容	対象者・年齢	人数
横須賀・三浦	横須賀市	音	オーケストラ鑑賞会	市内公私立小5年	3,600
		美	美術作品鑑賞会	市内公立小6年	3,600
		美	幼稚園・保育園鑑賞支援プログラム	在園4・5歳児	437
		演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立逸見小学校(1/46校)	約160
	鎌倉市	音	視聴覚教育特別研究会(音楽鑑賞会)	幼稚園年長親子(私立幼稚園協会加盟園22/23園対象)	約2,500
		伝	狂言鑑賞&体験教室	市内小高学年(14/19校)	1,220
		音	鎌倉教育プロジェクト(音楽鑑賞)	市立障害児施設児童	26
	逗子市	音	芸術鑑賞推進事業(小学校)	市立小6年	452
		音	芸術鑑賞推進事業(中学校)	市立中2年	417
		演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小児童(2/5校)	約607
	三浦市	演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小全校児童(2/8校)	375
	葉山町	音演	情操教育推進事業	町立小全校児童	1,757
		音演	情操教育推進事業	町立中全校生徒	787
	湘南	平塚市	音	小学校アウトリーチ事業(音楽鑑賞・体験)	小学校(9/28校)
演			こころの劇場(ミュージカル鑑賞)	市立小6年	約2,450
演音伝			芸術鑑賞教室(演劇・音楽・伝統芸能等)	市立小・中学校生徒	約20,400
音			訪問コンサート	保育園・幼稚園(21/60園)	約3,000人
舞			次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立浜岳中学校(1/15校)	-
藤沢市		演	こころの劇場(ミュージカル鑑賞)	市立小6年	3,791
茅ヶ崎市		美	学校連携事業(美術館・教委・市が連携。模写、鑑賞のしかた等)	小・中・高・大学生(9回、教職員含む、希望制)	885
		音演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小学校(2/19校)	-
秦野市		伝	人形浄瑠璃ワークショップ	市内小学校児童	-
		音	音楽鑑賞会	市内小学校児童	-
		演	演劇鑑賞会(3年周期で影絵・人物劇・人形劇)	市内小学校児童	-
伊勢原市		演	こころの劇場(ミュージカル鑑賞)	市立小6年	944
		音	各小学校音楽鑑賞会	市立小児童	約5,300
		音	小学校音楽鑑賞会	市立小5年	905
寒川町		総音	芸術鑑賞教室	町立中生徒	1,240
		音演	影絵・コンサート等芸術鑑賞	町立小児童	2,641
大磯町		演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	町立国府小児童(1/3校)	750
二宮町		音	音楽鑑賞会	町立小児童及び教職員	1,470
	演	交流保育(人形劇鑑賞)	町内保育園児(年中・年長)	127	

地区	市町村	鑑賞			
		分野	事業内容	対象者・年齢	人数
県央	厚木市	伝	郷土芸能普及公演事業	市内大学生・小中学生・保育園児(22箇所)	3,545
		演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小・中学校(2/36校)	-
	大和市	音演	芸術鑑賞教育	市立小児童(公演内容・対象学年は学校により異なる)	-
		音演	芸術鑑賞教育	市立中学生(公演内容・対象学年は学校により異なる)	-
		伝	やまと学校寄席(市内の落語家が落語の授業を行う)	市立小6年(2/19校)	-
		美	対話による美術鑑賞(教室授業型と訪問授業型の選択制)	市立小4～6年(1学年100名前後×3校)(全19校での実施を目指す)	約300
		伝舞	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小・中学校(2/28校)	-
	海老名市	演	芸術鑑賞会	市立小児童	7,500
	座間市	音演	芸術鑑賞会	市立小全校児童(10/11校、1校来年度予定)	5,775
	綾瀬市	演	芸術鑑賞会	市立北の台中生徒(1/5校)	327
		音	民音・学校コンサート	市立北の台小児童(1/10校)	484
		音	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立綾南小児童(1/10校)	520
	愛川町				
	清川村	伝	芸術鑑賞会(寄席)	村立小児童・幼稚園年長児・保育園年長児、保護者	約200
		演	芸術鑑賞会(ミュージカル)	村立中学生、教職員	96
	西湘	小田原市	演	おだわらっ子ドリームシアター(ミュージカル鑑賞)	市内全小4年
演			次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立小学校(2/25校)	約400
音			アウトリーチ事業	市立小学校(18/25校)、県立小田原養護学校	3,868
箱根町		音演伝	芸術鑑賞会	町立小児童	400
真鶴町					
湯河原町					
足柄上	南足柄市	音	二分の一成人式(音楽鑑賞等)	市立小4年	384
		伝	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	市立福沢小学校(1/6校)	-
	中井町	演音	芸術鑑賞会	町立幼・保・小児童	651
		演	演劇鑑賞会	町立保育園児と保護者	62
		演	芸術鑑賞会	町立中学生と希望保護者	約300
	大井町	演	七歳の祝い(演劇鑑賞)	来年度就学児童と保護者	275
	松田町	音	音楽鑑賞会	町立小4～6年と中学校生徒	620
	山北町				
	開成町	演音	次代を担う子供の文化芸術体験事業(巡回公演)(文化庁事業)	町立小児童、教職員、保護者	1,137
		音	芸術鑑賞会	町立中学生、教職員、保護者	520
演音		演劇鑑賞会	町立幼稚園児、教職員	207	
演音		お誕生会(人形劇・ハンドベル演奏)	町立幼稚園児、教職員(年11回)	207	

・体験機会

地区	市町村	体験			
		分野	事業内容	対象者・年齢	人数
横浜	横浜市	音美演 伝舞	芸術文化教育プログラム推進事業 (体験型プログラム)	市立小・中・高・特別支援学校 (78/512校・募集制)	7,623
		音美演 伝舞	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)・夢アートアカデ ミー(文化庁事業)	市立小・中学校(23/489校)	3,556
		音	市立盲特別支援学校オルガン体験 ワークショップ	市立盲特別支援学校の小・中学部 (市立特別支援学校1/12校)	53
		伝	寄席体験プログラム	西区(8校)・中区(9校)の小学校の 希望校(16/17校・希望制)	1,524
		伝	小学校向け狂言鑑賞教室(ワーク ショップ)	磯子区・南区・港南区の市立小6年 (申込学校数16/54校)	1,445
川崎	川崎市	生	体験学習(大八車、井戸、石臼、天 秤棒を体験)、藍染め体験、社会 科見学	市内外の公立私立小学校(194校)	-
		音	市立学校小学校連合音楽会	市立小(学校行事として隔年実 施)	700
		美	スクールプログラム 出張・来館プ ログラム(美術館等)	市内公立小中学校(希望制)	1,017
		音美演 伝	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立小・特別支援学校(11/119校)	-
県北	相模原市	映	子ども写真教室	市立小5年(3/72校)	300
		美	アトラボはしもとオープン記念 事業(ワークショップ)	市立小学生(6年全員3/72校、5年 全員1/72校、全生徒1/72校)	553
		美	アトラボはしもと オープン1周年記念事業(ワーク ショップ)	市立小(6年全員3/72校)	310
横須賀・三浦	横須賀市				
	鎌倉市	伝	狂言鑑賞&体験教室	市内小高学年(14/19校)	1,220
	逗子市	音	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立小児童(4/5校)	約2,409
	三浦市	音	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立南下浦小学校(1/8校)	-
	葉山町				
湘南	平塚市	音	小学校アウトリーチ事業(音楽鑑 賞・体験)	小学校(9/28校)	約900
		音	訪問コンサート	保育園・幼稚園(21/60園)	約3,000人
		音演伝	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立小・中学校(8/43校)	-
	藤沢市	音	アウトリーチ事業	市立小・中学校(13/54校、申込 制)	1,700
		音演伝	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立小学校(11/35校)	-
	茅ヶ崎市	美	学校連携事業(美術館・教委・市が連 携。模写、鑑賞のしかた等)	小・中・高・大学生(9回、教職員含 む、希望制)	885
		音演	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立小学校(2/19校)	-
	秦野市	伝	人形浄瑠璃ワークショップ	市内小学校児童	-
		音	音楽鑑賞会(合唱、楽器・指揮体 験)	市内小学校児童	-
	伊勢原市	音	次代を担う子供の文化芸術体験事 業(派遣事業)(文化庁事業)	市立竹園小児童(1/14校)	622
	寒川町				
	大磯町				
	二宮町	音	音楽鑑賞会(参加体験型プログラム を盛り込んだ打楽器の演奏)	町立小児童及び教職員(2/3校)	780

地区	市町村	体験			
		分野	事業内容	対象者・年齢	人数
県央	厚木市	伝	郷土芸能出前体験教室(相模人形芝居・ささら踊り・太鼓の体験)	市立小中学校(22回、5/36校)	684
	大和市	音演	芸術鑑賞教育	市立小児童(公演内容・対象学年は学校により異なる)	-
		音演	芸術鑑賞教育	市立中生徒(公演内容・対象学年は学校により異なる)	-
		伝	やまと学校寄席(市内の落語家が落語の授業を行う)	市立小6年(2/19校)	-
		音	次代を担う子供の文化芸術体験事業(派遣事業)(文化庁事業)	市立下福田小学校(1/19校)	-
	海老名市				
	座間市				
	綾瀬市	音	民音・学校コンサート(児童による和太鼓演奏・合唱)	市立北の台小児童(1/10校)	484
	愛川町	演	次代を担う子供の文化芸術体験事業(派遣事業)(文化庁事業)	町立高峰小学校(1/6校)	-
	清川村				
西湘	小田原市	美舞	アウトリーチ事業	市立小学校(3/25校)、私立幼稚園1園(5歳児)	170
	箱根町				
	真鶴町				
	湯河原町				
足柄上	南足柄市	伝	足柄ささら踊りの指導	市立南足柄小4年(1/6校)	115
		伝	内山剣舞踊りの指導	市立北足柄小4,5年(1/6校)	15
	中井町				
	大井町				
	松田町	伝	松田大名行列の指導(運動会で演舞)	町立松田小4年(1/2校)	60
		美	次代を担う子供の文化芸術体験事業(夢アートアカデミー)(文化庁事業)	町立松田小学校(1/2校)	-
	山北町				
開成町					

文化芸術振興基本法

平成13年法律第148号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う

者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 年法律第 49 号

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じるこの心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第 3 条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。

実演芸術に関する普及啓発を行うこと。

他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。

実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。

実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第5条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれの実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第6条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第8条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第16条第2項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第10条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第12条第2項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第11条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第12条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第13条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向

上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第14条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第15条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第16条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

平成25年文部科学省告示第60号

目次

前文

第1 定義

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

2 質の高い事業の実施に関する事項

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

4 普及啓発の実施に関する事項

5 関係機関との連携・協力に関する事項

6 国際交流に関する事項

7 調査研究に関する事項

8 経営の安定化に関する事項

9 安全管理等に関する事項

10 指定管理者制度の運用に関する事項

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1 国の取組に関する事項

2 地方公共団体の取組に関する事項

3 その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

第1 定義

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

2 質の高い事業の実施に関する事項

(1) 設置者又は劇場、音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は、法第3条に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また、実施することを決定したそれぞれの事業については、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等にあつては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、その成果を広く国内外に発信すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ 実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

(2) 設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあつては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ その設置又は運営する劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため、劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的

人材が劇場、音楽堂等の施設等も活用しつつ、大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また、学生が劇場、音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

- (2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また、劇場、音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては、質の高い事業を実施するため、各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実に努めること。

- (3) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

4 普及啓発の実施に関する事項

- (1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと。その際には、利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ 利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

- (2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ 実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

5 関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、必要に応じ、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ 近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関の間でも連携・協力を行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあっては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが

望まれること。

ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。

エ 国立劇場及び新国立劇場にあっては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあっては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

6 国際交流に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行うこと。

7 調査研究に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の充実を図るため、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進すること。

イ 必要に応じ、実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

8 経営の安定化に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ その設置又は運営する劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ 普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ 観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図ること。

(2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の経営の安定化を図るため、当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア 公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

イ 法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。

ウ 賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。

(3) 設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努めるものとする。

9 安全管理等に関する事項

- (1) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。
特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。
- (2) 設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。
- (3) 設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする。
この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。
ア 非常時においても劇場、音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう、優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。
イ 災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。

10 指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

- ア 劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。
- イ 優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。
- ウ 指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。
- エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第3 国，地方公共団体の取組等に関する事項

1 国の取組に関する事項

国は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

- ア 劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。
 - (ア) 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - (イ) 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

- オ エのほか、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。
- カ 外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。
- キ 国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、2エに基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。
- ク 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- ケ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- コ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。
- サ 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2 地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

- ア 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。
- イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。
- オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。
- カ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。
- キ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。
- ク 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3 その他の関係機関の協力に関する事項

法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。

神奈川県文化芸術振興条例

平成20年神奈川県条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術が人間に生きる喜びを与え、人間相互の連帯感を生み出し、及び共に生きる社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化芸術の共存が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する創造的活動(以下「創造的活動」という。)が、県民生活に潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることにかんがみ、創造的活動が推進されるよう、環境の整備が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が、人と人との間、地域間及び国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、文化芸術を介した交流及び文化芸術に関する情報の発信が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、地域における文化芸術の振興に関して、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする。

4 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者(文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等を行う者、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館その他の施設(以下「文化施設」という。)の管理及び運営を行う者等をいう。以下同じ。)、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、学校、事業者その他の関係機関等と連携し、及び協働することにより、文化芸術の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(文化芸術振興計画の策定)

第4条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「文化芸術振興計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、神奈川県文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

(文化芸術の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。)その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの公演、展示、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援そ

の他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第6条 県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が文化芸術を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民自らが文化芸術活動を行うための機会及び情報の提供に努めるものとする。

(芸術家等の育成等に関する支援等)

第7条 県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者(以下「芸術家等」という。)による創造的活動等が潤いのある県民生活の実現に欠くことのできないものであることにかんがみ、芸術家等の育成、創作のための環境の整備、創造的活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術団体の育成等)

第8条 県は、文化芸術団体が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術団体の育成、文化芸術団体への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、次代の社会を担う子どもが、豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第11条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進)

第12条 県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

(創造的活動等の推進)

第13条 県は、地域の魅力を高め、県民生活に潤いをもたらす創造的活動及びこれを国内外に発信する活動が推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化資源の活用)

第14条 県は、地域における文化資源(多様な分野において活用される文化的な価値を有する資源をいう。)を活用した観光の振興その他の地域の活性化を図るため、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(景観の形成)

第15条 県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(文化施設の充実等)

第16条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実及び学校施設その他公共的施設の活用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、自らの設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する人材の育成、教育、普及啓発等を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県は、自らの設置等に係る文化施設の機能を最大限に発揮させるため、当該文化施設の運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第17条 県は、文化芸術に関する情報の収集及び発信、作品等の記録及び保存等に当たり、情報通信技術の活用を努めるものとする。

(文化芸術活動に対する支援の促進)

第18条 県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県情報公開運営審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県文化芸術振興審議会	文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
---------------	--	-------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県文化芸術振興審議会規則

平成20年神奈川県規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)により設置された神奈川県文化芸術振興審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)は、文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、文化芸術活動に携わる者及び文化芸術の振興に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、文化芸術活動又は文化芸術の振興に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民部文化課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿(平成 26 年 3 月現在)

[委員]

氏名 (会長 副会長)	所属・職等	調整部会 (部会長)
青木 幸恵	神奈川新聞社 文化部長	
石井 一躬	神奈川県民俗芸能保存協会 会長	
石井 宏枝	公募委員	
太田 治子	作家	
垣内恵美子	政策研究大学院大学 教授	
笠原 彰二	公募委員	
草薙奈津子	平塚市美術館 館長	
串田 聡	厚木市 市民協働推進部長	
椎原 伸博	実践女子大学 教授	
田中登志生	神奈川県合唱連盟 顧問	
富安 良和	公益財団法人はまぎん産業文化振興財団 事務局長	
檜崎 洋子	武蔵野音楽大学 教授	
根木 昭	昭和音楽大学 教授	
花輪 充	東京家政大学 教授	
横田 和弘	神奈川県演劇連盟 理事長	
米屋 尚子	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 企画部・政策推進室長	

[専門委員]

氏名	所属・職等
佐々木真二	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 横浜みなとみらいホール 事業企画グループ長
永井 健一	公益財団法人神奈川芸術文化財団 県民ホール副館長兼ホール課長

神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過

[神奈川県文化芸術振興審議会]

第13回（平成25年6月12日）

かながわ文化芸術振興計画の改定について諮問

第14回（平成25年9月3日）

平成24年度「かながわ文化芸術振興計画」年次報告について（今期計画の進捗状況）

「かながわ文化芸術振興計画」の改定素案について

第15回（平成26年2月6日）

かながわ文化芸術振興計画改定案について

神奈川県文化芸術振興審議会答申案について 答申

計画改定に係る諮問

文化第 29 号
平成 25 年 6 月 12 日

神奈川県文化芸術振興審議会会長殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

かながわ文化芸術振興計画の改定について（諮問）

文化芸術振興計画の改定について、神奈川県文化芸術振興条例第 4 条第 5 項の規定に基づき諮問します。

諮問趣旨書

県では、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的として、平成 20 年 7 月に神奈川県文化芸術振興条例を制定しました。

そして、この条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年 3 月にかながわ文化芸術振興計画を策定しました。

本計画は、計画期間が平成 25 年度までの 5 年間となっていることから、平成 25 年度中に計画の改定を行うこととしています。

つきましては、本県の文化芸術振興の方向性を示すものとなる本計画の改定について、専門的な立場からの御意見をいただきたく、諮問します。

神奈川県文化芸術振興審議会答申

平成 26 年 2 月 6 日

神奈川県知事 黒岩祐治様

神奈川県文化芸術振興審議会
会長 根木 昭

文化芸術振興計画の改定について（答申）

平成 25 年 6 月 12 日に諮問を受けた、文化芸術振興計画の改定について、別紙のとおり答申します。

（別紙）

「かながわ文化芸術振興計画」改定案について

現在、県をはじめ各自治体の財政状況はたいへん厳しく、この傾向は当分の間続くと予測されますが、一方で、2020 年に東京オリンピックの開催が決定し、日本の文化を世界に発信する新たな契機となるなど、文化芸術振興の取組みを活性化させる要素も生じてきています。

神奈川県では、平成 20 年 7 月に文化芸術振興の基本理念等を示した「文化芸術振興条例」を制定し、平成 21 年 3 月にこの条例に基づく基本的な計画として、「かながわ文化芸術振興計画」を策定しました。

この計画の計画期間が平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間であったため、県ではこの間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組みの課題を踏まえ、「かながわ文化芸術振興計画」の改定案を取りまとめました。

当審議会では、この改定案を全体として妥当なものと評価し、計画の着実な推進を求め、次のとおり意見を述べます。

第 1 部 計画の基本的な考え方について

現行計画の施策体系を基本的には継承し、基本目標、基本的な施策を維持しつつ、重点施策を明示して取り組んでいくという基本的な考え方については、現行計画が条例に定める県の責務を網羅的に施策体系としたことから、妥当なものと考えます。

第 2 部 文化芸術を取り巻く状況の変化について

計画改定に当たって留意すべき状況の変化として示されている5つの要素については、現行計画期間中の文化芸術の状況変化の中から過不足なく抽出されており、妥当なものと考えます。

第3部 今後の課題と取組み（重点施策）について

基本目標の実現に向けて今後5年間で取り組むべき重点施策については、第2部で抽出されている状況の変化や、当審議会として意見を述べた現行計画期間中の評価と課題を踏まえて示されており、適切なものと評価しますが、実際の取組みに当たっては、以下の点に留意する必要があると考えます。

「重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」については、関係機関の情報の共有化と交流を密にして取り組む必要があると考えます。

「重点施策2 次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実」については、県内の子ども・青少年に対して、どのように文化的環境を整えていくかという方針を立てて、実施主体を整理したうえで取り組むことが望ましいと考えます。

「重点施策3 国際文化交流の充実」については、「三県省道等の文化交流事業の推進」を手がかりに、東アジアをはじめ広くアジア全体、また世界へ「神奈川の文化芸術の発信」が行われることを期待します。

「重点施策4 文化芸術事業の発信力の強化（マグカルのブランド力の向上）」については、マグカル事業は引き続き取り組むべきであり、平成24年度に始まったものであるため、今後5年間の取組みの中で、さらに県民の皆さんへの浸透度や言葉の認知度を高め、「神奈川らしさ」を打ち出せるようになることを期待します。

「重点施策5 文化芸術の振興を図るための環境整備」については、「県立文化施設（ホール・劇場等）の計画的な維持・保全等」について、現在の施設の実態を十分踏まえながら、今後十分に検討し、配慮していく必要があると考えます。

また、「施設の機能としての人材育成」については、仕事の場の確保や成果の評価等を通じた長期的な人材育成についても検討していくことが望ましいと考えます。

第4部 施策体系について

「第1部 計画の基本的な考え方について」で述べた施策体系を具体的に記載したものであり、適切であると考えます。

第5部 神奈川の文化芸術振興の歩みと展開について

主な施設の整備と文化事業の取組みについて、過去の経緯とともに、現在の取組み、また重点施策としては触れられていない重要な要素についての記載があり、妥当であると考えます。

第6部 推進体制について

現行計画の推進体制を引き継ぐことを明らかにしたものであり、妥当であると考えます。

県民参加の概要

「かながわ文化芸術振興計画」改定素案に関する県民意見募集の結果について

1 募集概要

(1) 意見募集期間

平成 25 年 10 月 29 日～平成 25 年 11 月 28 日

(2) 募集方法

ア 県のホームページへの計画素案の掲載

イ 県の窓口（文化課、県政情報センター、各地域県政情報コーナー）、県立文化施設等における意見募集用紙の配布

ウ 文化活動団体あてに意見募集用紙を送付

エ 知事との“対話の広場”Live 神奈川平成 25 年第 9 回「マグネット・カルチャーでにぎわいのまちづくり - 神奈川の文化芸術の魅力を考える - 」において参加者アンケートを実施

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、直接提出

2 寄せられた意見の件数

68 件（31 人から提出）

3 意見別の内訳

意見の内容	述べ件数
1 重点施策 1（地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用）について	1 件
2 重点施策 2（次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実）について	8 件
3 重点施策 3（国際文化交流の充実）について	3 件
4 重点施策 4（文化芸術事業の発信力の強化《マグカルのブランド力の向上》）について	20 件
5 重点施策 5（文化芸術の振興を図るための環境整備）について	2 件
6 その他の文化芸術振興施策について	30 件
7 その他	4 件
合 計	68 件

4 意見の反映状況

反映区分	述べ件数
A 計画（改定案）に反映しました。 （御意見の趣旨が既存の計画や取組みの内容となっている場合を含みます。）	37 件
B 御意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	27 件
C 計画（改定案）に反映できません。	4 件
合 計	68 件